

霧島市 子供の移動経路/通学路等の  
交通安全プログラム

～子供の移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

霧島市 子供の移動経路/通学路等の安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路で関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、以降、着実かつ効果的に対策を推進するために、関係機関の連携体制において、「霧島市通学路交通安全プログラム」を策定して、これに基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきたところです。

二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「霧島市通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る緊急合同点検で必要となった対策箇所等を加えた「霧島市 子供の移動経路/通学路等の交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係者が連携して、地域の子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

## 2. 子供の移動経路/通学路等の安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、子供の移動経路に関係する機関等による「子供の移動経路/通学路等の安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、その他の関係者等の意見も聴きつつ、この会議で策定しました。

- ・国土交通省
- ・霧島市PTA連絡協議会担当者（PTA代表者）
- ・鹿児島県始良伊佐地域振興局
- ・霧島市校長会交通安全担当
- ・霧島警察署
- ・霧島市
- ・霧島市教育委員会
- ・幼稚園/保育所/こども園関係者

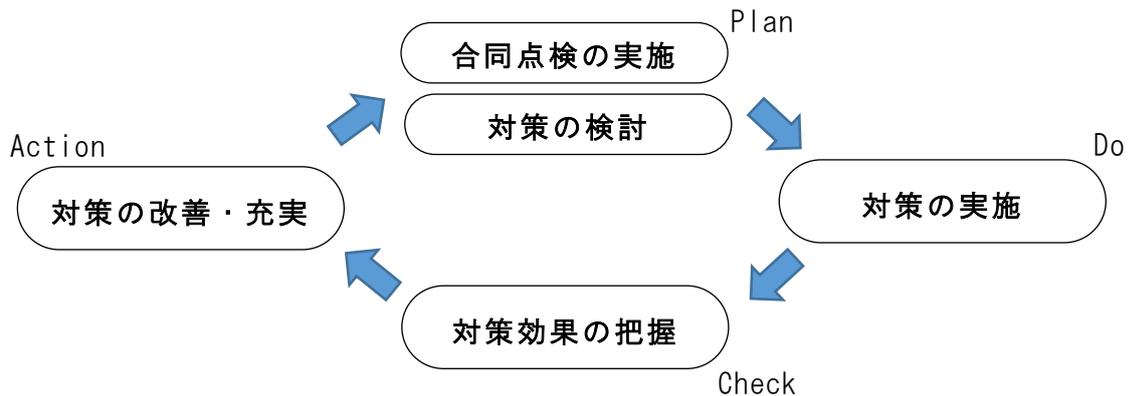
## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

[子供の移動経路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小・中学校を6つのグループに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、8月に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、子供の移動経路/通学路等の安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、近隣の未就学児関係施設、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実

施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。